

(法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況)

適用例：証券会社のアナリストが上場企業から入手した法人関係情報を、アナリストレポートに記載し、社内外の多数の者に提供している事例が複数認められた場合

< 事例3 >

X証券のアナリストAは、上場企業から法人関係情報を入手し、アナリストレポートに記載した。当該レポートは、審査担当者の審査を経て、当該情報を掲載したまま当社の顧客及び役職員がアクセス可能なウェブサイトに掲載されるとともに多数の顧客にメール等で送付されたほか、アナリストAによって営業担当者等に説明されている。

< 論点 >

このような状況は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第4号に規定する「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況に該当すると考えられるか。

< 判断内容 >

本件については、

アナリストAは、入手した情報が法人関係情報に該当するとの認識のないままアナリスト・レポートに記載していること、

審査においても当該情報が法人関係情報であることを看過したまま審査を終了していること、

当該情報を当社の役職員や多数の顧客へ提供していること、等を総合的に勘案し、「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況に該当すると考える。